

東九州自動車道・地域高規格道路における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、曾於市、志布志市、大崎町（以下「構成市町」という。）及び大隅曾於地区消防組合（以下「消防組合」という。）は、東九州自動車道・地域高規格道路（以下「道路」という。）における消防の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道路において消防組合の消防力では対応できない大規模な火災が発生した際に、構成市町消防団の消防力を活用して、火災による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動範囲）

第2条 構成市町の出動範囲は、構成市町のそれぞれ管轄する区域にあるインターチェンジから次のインターチェンジまでの区間内とし、火災が発生している車線側に進入できる一番近いインターチェンジを有する構成市町（以下「第一出動市町」という。）の消防団が出動するものとする。

（応援要請）

第3条 消防長は、構成市町に応援要請を行う場合は、電話等により次の事項を伝えた上で要請するものとする。

- (1) 火災の発生日時、場所及び概要
- (2) 応援を要する車両の種類及び車両数
- (3) その他応援活動上に必要とされる資機材等

2 構成市町の長は、消防組合の消防長から前項に基づく応援要請があったときは、特段の事情がない限り消防団を出動させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、構成市町の長は、出動区域において火災が発生したことを消防組合より先に覚知したときは、直ちに消防組合へ通報するとともに、消防団を出動させて消火活動に当たらせるものとする。

4 火災が拡大状況にある場合又は第一出動市町の消防団が交通状況等の理由により現場まで進入できない場合は、消防組合の現場指揮者（以下「指揮者」という。）の判断により、第一出動市町以外の構成市町に応援要請を行うものとする。この場合において、第一出動市町の消防団は、可能な限り現場に進入するよう対策を講じるものとする。

（指揮）

第4条 前条の規定により応援のため出動した消防団は、指揮者の指揮の下に活動するものとする。

（経費負担）

第5条 応援に要した経費は、応援した構成市町が負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 消防組合の責に帰する事由により、その賠償の責を負う場合は次のとおりとする。

- (1) 消防組合の職員、応援活動に従事した構成市町の消防団員及び第三者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾病若しくは負傷により死亡あるいは障害の状態となったとき。
- (2) 消防組合、構成市町及び第三者の車両並びにガードレールなどの構造物等に損害を与え、又は滅失したとき。

2 前項の規定は、構成市町の責に帰する事由により、その賠償の責を負う場合について準用する。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、消防組合又は構成市町から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、消防組合及び構成市町協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、消防組合及び構成市町それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月14日

大隅曾於地区消防組合
管理者 五位塚 剛



曾於市
市長 五位塚 剛



志布志市
市長 下平 晴行



大崎町
町長 東 靖弘

